

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表三(一) 平三十一・四・一以後終了事業年度分

【御注意】 「2」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「18」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 ((18)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	円	(1)の10%相当額
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((18)-(1))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	円	(2)の15%相当額
年1億円相当額を超える金額 (18)-(1)-(2)	3	円	(3)の20%相当額
計(18) (1)+(2)+(3)	4	円	計 (5)+(6)+(7)
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「47の②」+連結法人間配当等の当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額)	9	住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者等以外の法人 ((別表一「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「18」)-別表六(十三)「23」-別表六(十四)「17」-別表六(十五)「22」-別表六(十六)「24」-別表六(二十三)「22」-別表六(二十四)「23」-別表六(二十八)「28」-別表六(二十九)「13」)
前期末配当等の額 (前期の(11))	10		
当期末配当等の額	11		
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「19」)-別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)+((別表一「36」-「40」-「41」)と0のいずれか多い金額)-((別表六(五の二)「5の③」-(別表一「4」+「5」+「7」+「10の外書」))と0のいずれか多い金額) (マイナスの場合は0)	12	中小企業者等 ((別表一「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「18」)-別表六(九)「20」-別表六(十)「11」-別表六(十一)「12」-別表六(十三)「23」-別表六(十四)「17」-別表六(十五)「22」-別表六(十六)「24」-別表六(十九)「19」-別表六(二十)「18」-別表六(二十一)「31」-別表六(二十三)「22」-別表六(二十四)「23」-別表六(二十五)「24」-別表六(二十六)「21」-別表六(二十七)「22」-別表六(二十八)「28」-別表六(二十九)「13」)	
住民税額 (25)	13	住民税額	20
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)「1」)	14	住民税額	21
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	特定寄附金を支出した場合	22
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)	16	調整地方税額に係る控除額 $\left[\begin{matrix} (21)+((別表一「12」+「18」) \\ \times(16.3\%又は10.4\%)) \end{matrix} \right] \times 20\%$	23
留保控除額 (別表三(一)付表「29」)	17	住民税額から控除される金額 ((22)又は(23)のいずれか少ない金額)	24
課税留保金額 (16)-(17)	18	住民税額 (21)-(24)	25